



2017.8.5

No. 283

MONTHLY

れんごう

<http://www.rengo-hokkaido.gr.jp>

発 行

日本労働組合総連合会 北海道連合会

〒060-8616 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル6F TEL(011)210-0050

発行責任者 杉山 元

center@rengo-hokkaido.gr.jp

「全ベルコ労働組合裁判闘争支援緊急集会」開催 札幌新手稻支部代理店解散に伴う、不当解雇は許さない！

連合北海道は7月19日、7月末の札幌新手稻支部代理店閉鎖を受け、「全ベルコ労働組合裁判闘争支援緊急集会」を開催した。産別や地協、ベルコ代理店の職員ら約70名が参加した。

開会に先立ち、連合北海道の出村良平連合北海道会長が、「全ベルコ労働組合は、不当解雇撤回の戦いだけでなく、ベルコで働くことに誇りを持っており、ベルコで働く同じ仲間の労働環境や待遇を改善したいという思いが強い。ベルコ闘争は、使用者性の責任放棄とも言える業務委託濫用のケースとして、ベルコモデルを社会に蔓延させてはならない闘いでもある」と挨拶した。

続いて、全ベルコ労働組合書記長が、札幌近郊にある13の支部（代理店）に独立した法人格を取得させ、代理店が見せかけの使用者として労働者と雇用契約を締結している実態を説明。ベルコ社は、代理店に対して不都合があればその代理店をつぶして次の代理店をつくる、といったことを繰り返し行う手法についても明らかにした。

全ベルコ労働組合裁判闘争支援対策チーム弁護団長の浅野高宏弁護士による基調講演では、「ベルコシステムは、業務委託を複雑化することにより、訴訟に至らないような対策を講じているのだと感じている。2年の歳月をかけて、ようやくベルコのビジネスモデルについてシンプルにわかりやすく裁判所に伝えることができた」と述べ、この間の成果を示した。また、政府の「働き方改革実行計画」について、「個人請負」の普及に向けた検討・対策が盛り込



まれる見通しであることから、「ベルコ方式を普及させることに成りかねない」と危惧し、柔軟な働き方の美名のもとで、「多様な働き方の推進が、労働者保護規制の抜け穴や逃げ道として用いられてはならない」と訴えた。

次いで、ベルコ闘争にかかる数名の若手弁護士が演壇に立ち、本闘争に対する思いを述べた。

最後に、支援要請のなかで、高橋功・全ベルコ労働組合執行委員長が、「葬儀の仕事は、欠かすことのできない大切な仕事と自負している。だからこそ、裁判に勝つこと以上に、ベルコは従業員の最低限の生活費を保障してほしい」と話しきれまでの本闘争への支援に対する謝辞を述べるとともにベルコ従業員の待遇改善に向けて一丸となつて取り組む決意を確認した。

〈この記事のアドレス〉

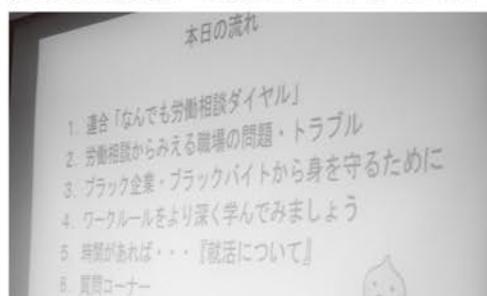
<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=3129>



大学生に就活とワークルールを伝授 室蘭工業大学で本年2回目の寄付講座を開催

連合北海道は7月12日、室蘭工業大学で本年2回目となる寄付講座を実施した。講座は清末愛砂准教授の授業を受けている生徒が対象で98名の学生が出席した。

講師は今回も斎藤勉副事務局長が務め、最初に雇用契約の概念をマジックやクイズ形式でわかりやすく解説。ブラックバイトなど学生の身近な問題や実際に関わったブラック企業を実名で紹介するなど、具体的な事例を出しながら参加者の気持ちを引きつけていた。次に、3年生が多いこともあって「就活の極意」について伝授。特にネットで盛況の就活ビジネスに翻弄、惑わされずに「自分を見失わないで！」と呼びかけていた。



途中で、携帯電話を通して航空連合から連合本部に派遣されている杉直樹部長や某大手商社の人事採用担

当者と実況トークを繰り広げて、就活にまつわる逸話などを紹介、学生からの質問を受けるなど学生の大きな関心を呼んでいた。

後半には、NPO法人職場の権利ネットの緑川氏から今秋室蘭市で実施されるワークルール検定の紹介、北海道労働委員会の労働者委員を務める馬場氏から「職場でのトラブル解決方法」と北海道労働委員会の紹介、地元連合胆振地協の浦野事務局長から実際にトラブルが起きたときの相談についてPRを行った。最後まで学生は飽きることなく、興味深く講師の話を傾聴していた。



「安心と信頼の医療と介護」 2017北海道集会を開催

連合本部(医療・福祉部門連絡会)と連合北海道(地域医療・介護問題対策委員会)は、7月1日、札幌市内で「安心と信頼の医療と介護2017北海道集会」を開催。一般市民を含む約200名が参加した。今回の北海道集会は、毎年5月に東京で開催されている中央集会の地方版で、2015年の三重に次いで2例目の地方集会。約800万人の団塊世代が75歳以上になる2025年に向けて医療と介護の連携による地域包括ケアの確立が叫ばれる一方で、介護職場における深刻な人材不足、要介護者を抱える家族の離職問題が社会問題になっている現状について現場からの報告などを通じて理解を深め、解決の糸口を探ろうというもの。当日は、車いす体験や疑似装具を用いた片マヒ

歩行体験のデモンストレーションも行われ、参加者は改めて介護の奥深さを実感していた。

■現場報告「介護労働の実情と取り組み」

北海道ホームヘルプサービス協議会の七戸キヨ子会長は、担い手の20歳代～30歳代の空洞化や福祉労働の3K(きつい、きたない、きびしい)のイメージが強く残っていると、人材不足の現状を報告するとともに、来年予定されている介護報酬改定と制度改正の方向性について説明した。また、在宅介護の様子をスライドで紹介し、訪問介護の役割と目的について、「全体の生活を見ながら自立を支援し、家族介護の隙間を埋めている」、「自立できるよう促し、その人の人生を支えるのが訪問介護の理念」



などと理解を求めた。さらに、「心身の状況は常に変化する、24時間365日家族や単一職種で理解して支えることは困難」として、「高齢者の尊厳を保持して自立を支援するためには、他職種の連携と本人、家族の協働が必要」と強調した。

■基調講演「家族介護の現状と課題」

星槎道都大学講師、北海道男性介護者と支援者のつどい副代表の大島康雄さんは、少子高齢化による介護需要の増加、世帯構成の変化に伴い、介護者が嫁から「老々介護」「男性介護者」「実子」「シングル介護者」へ移行している現状、それらを背景にした家族介護への過度な期待と虐待や殺人など介護リスクが発生していると事例を示して報告。介護休業制度や介護休暇、フレックスタイムや始業・就業時間の繰り上げといった労働時間の配慮など説明し、「介護休業の取得率は全国で3%。今の制度や社会では仕事をしながら介護はできないと言っているに等しい」と指摘し、「家族介護が悲鳴を上げており、支援が遅れている」と介護者への支援の必要性を述べた。

○事例1 介護者85歳夫 ⇒妻80歳要介護2認知症

妻が介護状態となり、介護者となる。炊事や裁縫など家事が不得手で、自分の想いなども抱え込んでしまう。近所づきあいもないことから介護生活だけとなり、不安とストレスが増強している状況。熱心である一方、自分の介護方法をこなすことに注力してしまう。相手に合わせることが難しく、殺人、心中につながる危険性がある。

○事例2 介護者50歳息子・独身介護離職 ⇒母80歳要介護2認知症

独身だったために、要介護状態の母と同居して介護者となる。介護を行うために離職をするが、独身であるため介護を一人でこなさなければならない。熱心な介護をする一方、自分のペースで介護を行うことに注力する。

○事例3 介護者50歳娘・独身介護離職 ⇒母80歳要介護2認知症

独身だったために、要介護状態の母と同居して介護者となる。介護を行うために離職をする。母からの期待が大きく、自分の想いより、相手に合わせることで負担感が強い。以前からの人間関係に影響を受ける。

■パネルディスカッション

「在宅介護を支えるにはどうすればよいか」をテーマにしたパネルディスカッションでは、北海道医療大学看護福祉部教授の大友芳恵さんをコーディネーターに、2025年に向けて医療や介護の方向性が「病院から在宅へ」となっている中、地域包括ケアシステムがめざす「可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らし、尊厳を持ち最期まで」ということが保障するために、制度をどう構築していくべきか、訪問介護側から七戸さん、家族介護の側から大島さん、そしてケアマネージャーの側から北海道介護支援専門員協会の笠松副会長が意見を出し合った。

自宅や高齢者住宅での在宅介護を支えるにはどうしたらいいのかについて、七戸さんは「大変なところは専門職に任せよう」ということが大切」と指摘。大島さんは日本の福祉予算は少ないとした上で、「財源の確保と手厚さを考えなければいけない」と強調。笠松さんは「介護サービスやケアマネージャーの進化が必要。寒冷という北海道の特性から、冬は施設に入り、春に自宅へ戻る」ととも大事」と提案した。

また、介護の人材不足には働きやすい環境整備が第一だとする一方で、介護の魅力や素晴らしさをもっと発信すべきだとの意見が出された。

〈この記事のアドレス〉

<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=3116>

「労働契約法第18条および第20条に関する学習会」開催報告

連合北海道は6月28日、札幌市内において「労働契約法第18条および第20条に関する学習会」を開催した。産別組合員および労働委員会委員ら約50名が参加した。

開会にあたり、山田組織対策局長は、「来年4月から有期労働契約が5年を超えて反復更新した場合、無期転換申し

込み権が発生することとなる。数年前にも、同様の学習会を開催したが、改めて復習すると同時に、このような案件の相談等に対して、産別内においても活かしてほしい」と挨拶した。

続いて、浅野高宏・北海学園大学法学部教授が「組合活動

で活用しよう！活かそう労働契約法～有期労働契約法制編～」と題して、いくつかの事例を挙げながら、労働基準法と労働組合法の「労働者性・使用者性」の概念の違いや、使用者が更新に際して「不更新条項」合意を結んだ場合の法解釈について説明した。途中、労働者性が争われる例として、株式会社ベルコの案件にも触れ、この訴訟の争点に大きくかかわる業務委託の広がりについて、有識者の見解なども示した。

後半には、労働契約法第20条にあたる「不合理な労働条件の禁止」が、同一労働同一賃金原則の発想に立つものとして、最近の高裁判例を挙げたうえで、第20条の原則に基づいて、賃金の低いほうに合わせるといった事態が起こる可能性を示唆し、労働組合としても注視するよう促した。



〈この記事のアドレス〉

<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=3098>

「米海軍軍艦の小樽港入港に関する申し入れ」実施 在札幌米国総領事館と北海道に対して反対を申し入れ

連合北海道は、米海軍ミサイル駆逐艦「マスティン」が7月1日から5日に小樽港へ「親善」を目的として寄港することを受け、6月27日在札幌米国総領事館へ、29日には北海道に対し、これに反対するよう申し入れを行った。

申し入れでは、民間商業港を準軍港化し日米新ガイドラインによる自治体協力をなし崩しに進めるもので、平和を願う市民の思いと逆行するものであると指摘。また、核弾頭搭載可能な艦船の入港は、核兵器廃絶平和都市宣言を行っている小樽市民の意志に反すると訴えた。

これに対し、在札幌米国総領事館レイチェル・ブルネット



一チエン首席領事は「地元の声を聞くことは重要と考える。こうした要請があった旨は、米国大使館と本国に伝える」と述べた。

北海道森弘樹危機対策局長は「港湾管理者である小樽市長の意向が尊重されるべきと考える。核兵器の搭載の有無については、外務省に確認しており、在札幌米国総領事館に対しても乗員の規律の厳正な保持と、事故防止に万全を期すよう要請してきたところだ」と述べた。また「港湾利用は日米地位協定に基づいて行われるものであり、国の基本的な施策である外交・安全保障に関わるものであるが、今後も涉外知事会を通じ、港湾管理条例等の尊重、非核三原則の堅持など地元の意向が尊重されるよう国に要望していく」とした。

連合北海道はこれに対し、「予定を変更し、バースを指定してまで入港するということは、親善ではなく、有事の際の能力検証をしているのではないかと疑わざるを得ない。日米地位協定を理由に入港するとしても、非常時に限るべき。道としても涉外知事会を通じ、日米地位協定の見直しを強力に推し進めてほしい」と要求した。

〈この記事のアドレス〉

<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=3094>



8月の主な動き

- 2018年度政府予算への省庁要請
2日（水）～3日（木）／各省庁
- 平和行動 in 広島
4日（金）～6日（日）／広島市
- 平和行動 in 長崎
7日（月）～10日（木）／長崎市
- 道政に対する「要求と提言」提出
8日（火）13:30／副知事室
- 第11回執行委員会
23日（水）10:15／連合北海道会議室

- 第10回地協事務局長会議
23日（水）13:30／連合北海道会議室
- 第4回道季労支援センター運営委員会
23日（水）15:30／連合北海道会議室
- 組財第3回小委員会
24日（木）15:00／連合北海道会議室
- 幌延深地層研究センター事業計画説明会
25日（金）9:30／連合北海道会議室
- 中央執行委員会
25日（金）13:30／連合会館

イベントカレンダー

- ユニオンアカデミー in 渡島
26日（土）13:00／函館パークホテル
- インターンシップ受け入れ
29日（火）～9月1日（金）
- 地方連合会事務局長会議
31日（木）13:30／連合会館

お盆期間中の事務局閉局のお知らせ
8月11日（金・山の日）～8月16日（水）